

委員会設置規程

[趣 旨]

第1条 この規程は、定款第35条の規程に基づき、委員会の設置に関し、必要な細則を定めるものとする。

[設 置]

第2条 理事会が必要と認めた委員会を設置する時は、次の要件をもって設置する。ただし、本規程第8条に定める常設委員会についてはこの限りではない。

- (1) 諮問内容、委託内容等、委員会設置目的の具体的な明示
- (2) 委員長および委員の委嘱
- (3) 設置期間の設定
- (4) 必要経費

[委員会の名称]

第3条 委員会はその目的を冠して「〇 〇 委員会」という。

[構 成]

第4条 委員会は委員長および副委員長1名ならびに委員若干名をもって構成する。

[任免]

第5条 委員長、副委員長、委員の任免は理事会がこれをおこなう。ただし、任期は2年とする。

[開催日時および場所]

第6条 委員会の開催日時および場所は委員会がこれを定める。

[責 務]

第7条 委員会は理事会あるいは、各部局の諮問あるいは委託に対し、審議、調査、研究企画、立案、施策、実施など、その部会の目的に応じた活動をおこない、その目的を達成すべく最大限の努力をする責務を負う。

- 2 委員会はその活動計画を事前に理事会に報告し、活動中は適時、報告をおこない、調整をはかる。
- 3 委員会はその活動による成果・結果を委員会設置期間内に答申書、報告書など、文書とともに理事会ならびに各部会に報告しなければならない。
- 4 委員会はその活動を終了したときは、所用経費について会長に報告する。

[常設委員会]

第8条 本会の常務を遂行するために、次の常設委員会を置く。

- (1) 表彰委員会
- (2) 被曝低減委員会

(3) 放射線管理委員会

[規程の改廃]

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める、公益法人の設立の登記の日から施行する。